

東京都調布飛行場

A 2 - B C P

(Advanced Airport - BCP)

2 0 2 4 年 1 1 月

東京都調布飛行場管理事務所

[illegible]

目次

はじめに	- 1 -
第1章 被害想定	- 1 -
(1) 地震	- 1 -
(2) 悪天候等	- 1 -
第2章 統括的災害マネジメントに向けた目標設定	- 2 -
(1) すべての空港利用者の安全安心の確保	- 2 -
(2) 空港施設の早期復旧	- 2 -
第3章 総合対策本部「A2-HQ」	- 2 -
(1) 「A2-HQ」の設置	- 2 -
(2) 「A2-HQ」の構成	- 2 -
(3) 「A2-HQ」の役割	- 2 -
第4章 全ての空港において策定すべき計画	- 3 -
(1) B-Plan (Basic Plan : 基本計画)	- 3 -
B-1 滞留者対応計画	- 3 -
B-2 早期復旧計画	- 5 -
(2) S-Plan (Specific-functional Plan : 機能別の喪失時対応計画) ...	- 7 -
S-1 電力供給機能	- 7 -
S-2 通信機能	- 9 -
S-3 上下水道機能	- 11 -
S-4 燃料供給機能	- 13 -
S-5 空港アクセス機能	- 15 -
第5章 外部機関との連携	- 17 -

第6章 情報発信	- 17 -
(1) 収集・整理すべき情報	- 17 -
(2) 情報の集約と発信	- 17 -

第7章 訓練計画	- 18 -
(1) 訓練の実施	- 18 -
(2) 点検の実施	- 18 -

第8章 各施設の担当部署と技術者の配置状況	- 18 -
-----------------------------	--------

〔別表1〕・・・総合対策本部「A2-HQ」の構成

〔別表2〕・・・情報の収集

はじめに

東京都調布飛行場「A2-BCP」は、空港利用者等の安全・安心の確保を目的とした「滞留者対応計画」と、航空ネットワークの維持を目的とした「空港機能の早期復旧計画」等からなる基本計画（B（Basic）-Plan）に加えて、自然災害ではないものを含め、これまで経験したことのないレベルの災害等にも対応できるよう、電力や通信、上下水道といった機能の喪失時等への対応も考慮した機能別対応計画等の計画（S（Specific-functional）-Plan）も併せて策定している。

今後、真に実効性のある「A2-BCP」となるよう、訓練等を通じて「A2-HQ」構成員が意識を高めつつ、平時から関係者間でコミュニケーションを図り、顔が見える関係性を構築することにより絆力を深め、災害の発生時には関係者が一体となって迅速に対応することで、災害に強い東京都調布飛行場（以下「飛行場」という。）及び航空ネットワークの構築につなげていく。

第1章 被害想定

（1）地震

ア 想定規模

東京都地域防災計画と同じ多摩直下地震（マグニチュード7.3：震度7）とする。

発生時刻は、最大利用客数が想定される出発4便が運航する平日の午前8時30分とする。

イ 被害状況

東京都地域防災計画の被害想定に準ずるものとし、かつ、飛行場については以下を想定

- ・旅客ターミナルビル内に滞留者が80人（定期便使用航空機「ドルニエ」の乗客定員数19名に、4路線を乗じた人数及びターミナル利用者）
- ・滑走路、誘導路等の基本施設が、亀裂により使用不可
- ・商用電力の供給が停止、断水し、下水も使用不可
- ・通信は、携帯電話の通話等が規制または利用不可
- ・配水管の損傷により上水道供給停止、排水管の破損により下水道機能停止
- ・鉄道が運休し、飛行場へのアクセス道路の一部が通行不能、飛行場に繋がる路線バスやタクシー（以下「飛行場アクセス」という。）の利用不可

（2）悪天候等

ア 想定規模

- ・大雨：1時間に114mm以上の降雨を観測（「三鷹市浸水ハザードマップ」想定雨量参考）。
- ・台風：瞬間最大風速55m/s（令和元年度台風19号級）
- ・大雪：20cm以上の積雪を観測（平成30年1月22日降雪級）

イ 被害状況

東京都地域防災計画の被害想定に準ずるものとし、かつ、飛行場については以下を想定

- ・旅客ターミナルビル内の滞留者なし（利用客が事前に気象警報等の情報により航空会社への問い合わせによる対応）。
- ・積雪により、滑走路及び誘導路が使用不可
- ・商用電力の供給が停止
- ・通信は、一般電話及び携帯電話の通話等が規制または利用不可
- ・配水管の損傷により上水道供給停止、排水管の破損により下水道機能停止
- ・鉄道が運休し、飛行場へのアクセス道路の一部が通行不能、飛行場アクセス利用不可

第2章 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

(1) すべての空港利用者の安全安心の確保

災害発生後72時間を目標として空港関係者が一体となって、想定される航空旅客をはじめとした飛行場利用者の安全確保を図る。

(2) 空港施設の早期復旧

気象警報等が発表されていればその解除後、復旧作業が開始でき次第、72時間以内に民間航空機の離着陸が可能となる状態まで、滑走路や旅客ターミナルビル等、最低限必要となる飛行場施設を早期に復旧させる。

第3章 総合対策本部「A2-HQ (headquarters)」の設置

(1) 「A2-HQ」の設置

飛行場においては、以下の設置基準に達する災害が発生した場合において、「A2-HQ」を設置する。「A2-HQ」事務局は東京都調布飛行場管理事務所（以下「管理事務所」という。）が担うこととし、設置場所は管理事務所執務室とする。なお、「A2-HQ」事務局は常に東京都港湾局離島港湾部管理課（以下「離島港湾部」という。）と情報を共有し、各構成員間の情報共有（本部招集・リモート参集時の連絡手段を含む。）については、電話及び電子メールを使用する。

なお、東京都調布飛行場管理事務所長（以下「管理事務所長」という。）は、設置基準に達するか確定する前に「Pre-HQ」として、各構成員間の情報共有を予備的に行うことができる。

ア 地震

飛行場で震度「6弱」以上の地震が発生した場合

イ 悪天候等

- ・特別警報が発表された場合
- ・「非常に強い」台風が飛行場に大きな影響を及ぼす可能性がある場合

ウ 上記ア及びイに関わらず、災害の発生が予見され、かつ、飛行場の機能維持・復旧や滞留者対応等について関係者との統括的な調整が必要と管理事務所長が判断した場合

(2) 「A2-HQ」の構成

「A2-HQ」の構成は別表1とし、本部長を管理事務所長、副本部長を離島港湾部航空保安担当課長とする。

意思決定者は本部長とし、副本部長は本部長を補佐する。なお、本部長不在の場合の代行順位は、①離島港湾部航空保安担当課長、②管理事務所課長代理（管理担当）、③事前に管理事務所長から指名された者とする。

(3) 「A2-HQ」の役割

「A2-HQ」は、主に以下の事項を行うこととする。ただし、航空局・地元3市など、飛行場の外部機関との調整及び各種要請については、離島港湾部の主導で行うこととする。

ア 災害やその被害、加えて復旧状況等に関する情報の一元的な収集・共有、記録・整理、関係者への発信

イ 被災状況に基づく対応方針の決定

ウ 決定事項に基づく関係機関への要請

エ 飛行場施設や飛行場周辺道路の被災・復旧状況に応じた外部機関への各種要請

第4章 全ての空港において策定すべき計画

(1) B-Plan (Basic Plan : 基本計画)

B-1 滞留者対応計画

ア 被害想定

- ・ 災害により飛行場へのアクセス道路が通行不能、航空旅客等の旅客ターミナルビル利用者と飛行場従業員を合わせて、滞留者が80人発生
- ・ 滞留者は飛行場内で最大6時間滞在（感染症や傷病者が分離可能となるように配慮）

イ 行動目標

- ・ 災害発生後、15分以内に滞留者を安全な場所に避難させ、負傷者等への対応に当たるとともに、滞留者数及び被害状況を把握

※安全な場所：屋内滞留可の場合……ターミナルロビー及び防災等会議室に避難

屋内滞留不可の場合…ターミナル前ロータリー及び児童公園等に一時避難

- ・ 被害情報などを速やかに集約し、関係機関や旅客等へ随時発信
- ・ 災害発生後、6時間以内に滞留者を近隣の都立一時滞在施設へ誘導し、滞留を解消

注：都立一時滞在施設は近隣の以下2か所とする。（令和6年現在）

「東京都パラスポーツトレーニングセンター」（調布市西町 376-3）

「武蔵野の森総合スポーツプラザ」（調布市西町 290-11）

ウ 役割分担

＜表1-1-1 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
管理事務所	備蓄品の準備	* 被害状況の調査 * 関係機関からの被害状況の収集・整理 * 国土交通省航空局総務課危機管理室への被害状況等の連絡 * 「A2-HQ」の設置（構成員の招集） * 滞留スペースの確保 * 滞留者数の把握 * （必要に応じて）医療機関への出動要請	* 被害情報等を関係機関へ発信 * 都立一時滞在施設までの経路の安全確認 * （必要に応じて）簡易トイレ・飲料水の提供 * 救援機運航の対応 * 自発的滞留者の把握 * 感染症や傷病者の把握
		* 飛行場アクセス運行状況及び関連鉄道運行状況の提供	* 多言語対応の情報発信（デジタルサイネージを含む）
航空会社		* 運航状況、運航への影響等を把握 * 滞留者の安全確保及び避難誘導 * 運航中の機内旅客や出発空港の旅客に対する情報提供	* 滞留者への情報提供 * 運航状況の報告 * 滞留者を都立一時滞在施設へ誘導

<表 1－1－2 タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対 応 者		
		管理事務所		航空会社
災害発生直後	交通機関が不通	＊被害状況の調査・収集・整理 ＊滞留者数の把握		＊滞留者の安全確保及び避難誘導 ＊運航状況、運航への影響等を把握
15分後	滞留者数80人	＊国土交通省航空局総務課危機管理室への被害状況等の連絡 ＊「A2-HQ」の設置	＊滞留スペースの確保（感染症や傷病者が分離可能となるように配慮）	＊運航中の機内旅客や出発空港の旅客に対する情報提供
30分後		＊被害情報等を関係機関へ発信 ＊（必要に応じ）医療機関への出動要請	＊（必要に応じ）簡易トイレ及び飲料水の提供	＊運航状況の報告 ＊滞留者への情報提供
3時間後		↓	＊都立一時滞在施設までの経路の安全確認	↓
6時間後	滞留解消	↓		＊滞留者を都立一時滞在施設まで誘導

B-2 早期復旧計画

ア 被害想定

- ・ 災害により滑走路面にクラックが発生し、航空機の離着陸が不可
- ・ 積雪のため滑走路及び誘導路が使用不可

イ 行動目標

- ・ 災害発生後 3 時間以内に、必要な職員及び飛行場関係者が飛行場内に参集
- ・ 災害発生後 2 4 時間以内に、救援機（緊急物資の輸送や広域医療搬送等）が運航可能な状態まで滑走路等の飛行場施設を復旧
- ・ 災害発生後 7 2 時間以内に、定期便が運航可能な状態まで滑走路等の飛行場施設を復旧
- ・ 大雪の場合は、気象警報等の情報から事前に必要な職員が待機
- ・ 大雪の場合は、東京都調布飛行場除雪実施要領に基づき、運航可能な状態まで滑走路等の飛行場施設を復旧

ウ 役割分担

＜表 1-2-1 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
管理事務所	* 応急補修材の備蓄 * 災害応急対策業務に係る関係機関（離島港湾部）と事前調整	* 基本施設、無線施設、灯火施設、旅客ターミナル及び主要各施設の被害状況確認 * 関係機関からの被害状況の収集・整理 * 国土交通省航空局総務課危機管理室への被害状況等の連絡 * 「A2-HQ」の設置（構成員の招集） * ノータム事項の通報 * 着陸機への情報提供	* 基本施設、無線施設、灯火施設、旅客ターミナル及び主要各施設の応急復旧 * 離島港湾部へ各施設の復旧応援要請 * 運航再開に向けた調整
航空会社		* 航空機、GSE車両及び使用施設の被害状況の確認及び報告	* 運航再開に向けた調整

<表 1－2－2 タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者			
		管理事務所			航空会社
災害発生直後	滑走路で亀裂が発生	*被害状況の収集・整理	*施設の被害状況確認	*着陸機への情報提供	*被害状況の確認
15分後		*国土交通省航空局総務課危機管理室への被害状況等の連絡 *「A2-HQ」の設置			*被害状況の報告
30分後		*ノータム事項通報（滑走路閉鎖）	*施設の応急復旧		
1時間後		*離島港湾部へ各施設の復旧応援要請	↓	*運航再開に向けた調整	*運航再開に向けた調整
6時間後			*施設の復旧応援	↓	↓
24時間後	緊急機等一部運用再開	*ノータム事項通報（滑走路閉鎖一部解除）	*一部応急復旧	↓	↓
48時間後				↓	↓
72時間後	定期便運用再開	*ノータム事項通報（滑走路閉鎖全面解除）	*応急復旧完了	*（必要に応じて）発着調整	*空港使用届提出

*発着調整計画は策定しない。応急復旧完了後、必要に応じて、発着調整を実施する。

(2) S-Plan (Specific-functional Plan : 機能別の喪失時対応計画)

S-1 電力供給機能

ア 被害想定

- ・ 災害により送電設備が機能停止、または、飛行場への商用電力供給の寸断

イ 行動目標

- ・ 商用電力の供給が復旧する目安である72時間まで電力を供給するため、非常用発電施設の運転状況を監視しながら、飛行場機能の維持に最低限必要な電力を確保する。

ウ 役割分担

<表2-1-1 関係機関の役割分担>

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
管理事務所	*非常用発電施設用の燃料の確保 *燃料供給取扱者との調整 *浸水対策用品準備(シート、土嚢)	*管理事務所、ターミナルビル及び電源局舎内の受配電設備の被害状況確認 *非常用発電施設の稼働状況確認及び残存燃料の確認	*電力会社の対応状況等情報収集 *燃料の調達 * (必要に応じ) 離島港湾部経由で総合防災部を通じて、電力会社へ早期復旧要請
航空会社	*非常用バッテリー等の準備など情報共有機器の確保	*飛行場内の情報共有及び節電協力	*ブレーカー等電気設備の点検

<表 2-1-2 タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者		
		管理事務所		航空会社
災害発生直後	商用電力の供給停止	*受配電設備の被害状況確認	*非常用発電施設の稼働状況確認・監視	
15分後			*燃料残量確認	*飛行場内の情報共有及び節電協力
30分後		*電力会社の対応状況等情報収集		
1時間後		↓	*連続稼働は8時間で運転停止 (機器仕様) *点検後、異常なければ適宜再稼働 (以後、運転8時間毎に点検実施) (燃料満タンで24時間稼働可)	
10時間後				
24時間後		* (必要に応じ) 離島港湾部経由で総合防災部を通じて電力会社へ早期復旧要請	*燃料調達 ① (軽油200L)	
48時間後			*燃料調達 ② (軽油200L)	
72時間後	商用電力の供給再開	*受配電設備の点検	*非常用発電施設の備え	*ブレーカー等電気設備の点検

S－2 通信機能

ア 被害想定

- ・ 災害により一般電話及び携帯電話の音声通信等の規制または利用不可

イ 行動目標

- ・ 通信環境が復旧するまでの間、簡易無線機、防災無線及びメール等での連絡手段にて情報提供及び現場対応

ウ 役割分担

＜表 2－2－1 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
管理事務所	* 日常点検の実施	* 飛行場内の通信 被害状況確認 * 簡易無線による 現地被災対応	* 通信会社の対応状況等情報収集 * 防災無線又はメールによる被害 情報等を関係機関へ発信 * 東京空港事務所と直通電話によ る離着陸情報連絡 * （必要に応じ）離島港湾部経由 で総合防災部を通じて、通信会社 へ早期復旧要請
航空会社	* 日常点検の実施	* 自社内の通信 被害状況確認	* 滞留者へ通信状況の情報提供

<表 2-2-2 タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者		
		管理事務所		航空会社
災害発生直後	一般電話及び携帯電話の音声通信等の規制または利用不可	* 飛行場内の通信被害状況確認	* 簡易無線による現地被災対応	* 自社内の通信被害状況確認
15分後		* 通信会社の対応状況等情報収集 * 防災無線又はメールによる被害情報等の関係機関発信	* 東京空港事務所と直通電話による離着陸情報連絡 ↓	
30分後		↓	↓	* 滞留者への通信状況の情報提供
3時間後	滞留者解消	↓	↓	
24時間後	↓	↓	* (必要に応じ) 離島港湾部経由で総合防災部を通じて通信会社へ早期復旧要請	
48時間後				
72時間後	音声通信等の復旧			

S－3 上下水道機能

ア 被害想定

- ・ 災害により配管が損壊し、上水が供給停止、下水も機能停止

イ 行動目標

- ・ 滞留者用の飲料水及び簡易トイレは、都立一時滞在施設誘導までの6時間分を確保

ウ 役割分担

<表 2－3－1 関係機関の役割分担>

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
管理事務所	＊飲料水及び簡易トイレの準備 (100 人分)	＊給排水設備の状況確認	＊滞留者に給排水設備の使用可否情報提供 ＊（必要に応じ）飲料水及び簡易トイレの準備及び配布 ＊（必要に応じ）離島港湾部経由で総合防災部を通じて、水道局及び下水道局へ早期復旧要請
航空会社	＊自社内の非常用飲料水の確保	＊飛行場内の情報共有	＊給排水口・設備の点検

<表 2－3－2 タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者		
		管理事務所		航空会社
災害発生直後	上下水道機能停止	* 給排水設備の状況確認		* 飛行場内の情報共有
15分後		* 滞留者に給排水設備の使用可否情報提供	* (必要に応じ) 飲料水及び簡易トイレの準備及び配布	
30分後		↓	↓	
1時間後				
2時間後		↓	↓	
6時間後	滞留者解消	* (必要に応じ) 離島港湾部経由で総合防災部を通じて、水道局及び下水道局へ早期復旧要請		* 給排水口・設備の点検

S-4 燃料供給機能

ア 被害想定

- ・ 災害によりタンクローリーによる飛行場への送油が停止
- ・ 非常用発電施設及びG S E車両用の備蓄燃料が枯渇

イ 行動目標

- ・ 災害発生後72時間、飛行場外からの燃料供給が寸断されたとしても、飛行場内における残存燃料を有効活用することにより、燃料供給体制を維持

ウ 役割分担

＜表2-4-1 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
管理事務所	* 燃料供給取扱者と燃料取扱い事前調整	* 燃料供給取扱者から備蓄燃料の残量や被害状況の情報の収集・整理	* 離島港湾部経由で総合防災部を通じて、関係機関に対する燃料の供給要請
燃料供給取扱者	* 日常点検の実施	* 給油施設、車両及び関連施設の被害状況確認 * 残存燃料量の確認及び情報共有	* 給油施設の応急措置及び機能回復 * 燃料の品質確認

<表 2-4-2 タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者	
		管理事務所	燃料供給取扱者
災害発生直後	送油停止	* 備蓄燃料の残量や被害状況の情報の収集・整理	* 給油施設、車両及び関連施設の被害状況確認
15分後		* 燃料供給取扱者の報告を受け、燃料の残量及び給油関連施設の被害状況を離島港湾部に報告	* 給油施設の応急措置及び機能回復 * 燃料の品質確認 * 管理事務所に状況報告
30分後			
1時間後		* (必要に応じ) 離島港湾部経由で総合防災部を通じて関係機関に対する燃料の供給要請	
12時間後			
24時間後			
48時間後			
72時間後	送油再開		

S－5 空港アクセス機能

ア 被害想定

- ・ 災害により、鉄道の運休、飛行場アクセス運休及び飛行場へのアクセス道路が通行不能

イ 行動目標

- ・ 鉄道、飛行場アクセス及び道路の被害、啓開、復旧状況を把握し、滞留者等へ情報提供

ウ 役割分担

＜表 2－5－1 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
管理事務所	* 鉄道、飛行場アクセス及び道路管理者の情報提供先の事前確認	* 被害状況の確認	* 被害、啓開、復旧状況の情報収集 * 関係機関へ情報発信
航空会社			* 被害、啓開、復旧状況を滞留者等へ情報提供

＜表 2－5－2 タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者	
		管理事務所	航空会社
災害発生直後	鉄道運休 飛行場アクセス 運休 道路通行不能	* 被害状況の確認	
1 5 分後		* 被害、啓開、復旧状況の 情報収集	* 被害、啓開、復旧状況を把握
3 0 分後		* 関係機関へ情報発信	* 滞留者等へ情報提供
6 時間後	滞留解消		
1 2 時間後			
2 4 時間後	鉄道・ 飛行場アクセス・ 道路 一部復旧		
4 8 時間後		↓	↓
7 2 時間後	鉄道・ 飛行場アクセス・ 道路 応急復旧		

第5章 外部機関との連携

協定名称	締結機関
東京都調布飛行場緊急相互援助協定 〔平成31年3月8日〕	警視庁調布警察署 東京消防庁調布消防署 調布空港協議会 新中央航空（株）
東京都調布飛行場医療救護活動に関する協定書 〔平成7年3月9日〕	（公社）調布市医師会 （公社）三鷹市医師会 （一社）府中市医師会
調布飛行場における警備活動に関する協定書 〔平成22年11月30日〕	警視庁調布警察署
調布飛行場における除雪に関する協定書 〔平成15年12月4日〕	（一社）北多摩建設業協会

上記の他、東京都地域防災計画に基づく協定により連携する。

第6章 情報発信

（１）収集・整理すべき情報

- ア 東京都調布飛行場管理事務所
 - ・ 管理施設の被害及び復旧状況
 - ・ 飛行場内の滞留者の状況
 - ・ 旅客ターミナルビルや駐車場の運用状況
- イ 国土交通省気象庁東京管区气象台
 - ・ 気象情報及び地震や津波等の自然災害の状況
- ウ 新中央航空（株）、調布空港協議会
 - ・ 民間航空機の運航計画及び運航状況
- エ 東京都建設局、三鷹市都市整備部
 - ・ 飛行場周辺の道路状況
- オ 小田急バス（株）、京王バス（株）、京王自動車（株）、イースタンモーターズ（株）、JR東日本（株）、京王電鉄（株）、西武鉄道（株）
 - ・ 飛行場アクセスの運行状況及び関連鉄道の運行状況

（２）情報の集約と発信

- ア 上記（１）の情報を、別表２を参考に「A2-HQ」で集約し、「A2-HQ」の構成機関と共有する。なお、各構成機関は機関内部の情報共有を確実に行うこととする。
- イ 上記（１）を含め、「A2-HQ」で集約した情報は、適宜、以下の機関に報告する。
 - ・ 国土交通省航空局災害対策本部
（航空局総務課危機管理室 03-5253-8700）
 - ・ 東京航空局災害対策本部

(東京航空局安全企画・保安対策課 03-5275-9316)

ウ 離島港湾部は、関係機関と調整の上、報道機関等の外部機関に提供する資料を作成し、情報を発信するものとする。※情報発信手段（メール・Fax 等）及び連絡先を記載。あわせて、全ての関係機関（東京都港湾局、航空会社等）の Web サイトに同じ情報を掲載（関係機関が有する SNS 等のツールも活用）すること。

エ 滞留者に対しては、管理事務所及び新中央航空（株）が情報を提供する。

第7章 訓練計画

（１）訓練の実施

「A2-BCP」の訓練は原則として毎年5月に実施することとし、訓練の企画・立案は管理事務所が担当する。また、訓練実施後、アンケート調査を実施するなど、参加機関の要望や提案等を募るよう努める。

なお、訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて「A2-BCP」の改訂を行う。

（２）点検の実施

管理事務所は、（１）同様、原則として毎年5月に下記の点検を実施する。

- ア 非常用電源設備の稼働確認
- イ 飲料水及び簡易トイレ等、備蓄品の確認
- ウ 法令点検を必要としない非常用機器の動作確認

第8章 各施設の担当部署と技術者の配置状況

ア 基本施設

- ・東京都港湾局離島港湾部計画課、建設課 土木職8名、事務職1名

イ 無線施設

- ・管理事務所 電気職1名

ウ 灯火施設

- ・管理事務所 電気職1名

エ 旅客ターミナルビル

- ・管理事務所 電気職1名
- ・東京都港湾局離島港湾部計画課、建設課 土木職8名、事務職1名

別表１ 総合対策本部「Ａ２－ＨＱ」の構成

	機 関 名	電 話 番 号	FAX 番号
1	東京都調布飛行場管理事務所	0422-34-4840	0422-34-4842
2	警視庁調布警察署	042-488-0110	042-489-0370
3	東京消防庁調布消防署	042-486-0119	042-488-0573
4	調布空港協議会	03-3522-3020	03-3522-7250
5	新中央航空株式会社	0422-31-5203	0422-32-6663

別表２ 情報の収集

	機 関 名	電 話 番 号	FAX 番号	備考
1	東京都調布飛行場 管理事務所	0422-34-4840	0422-34-4842	—
2	国土交通省気象庁 東京管区气象台	03-3212-8341	—	—
3	新中央航空株式会社	0422-31-5203	0422-32-6663	—
4	調布空港協議会	03-3522-3020	03-3522-7250	—
5	東京都建設局北多摩 南部建設事務所	042-330-1802	042-369-3890	—
6	三鷹市都市整備部道路 交通課整備係	0422-45-1151	0422-46-4744	—
7	小田急バス株式会社 武蔵境営業所	0422-31-6191	0422-30-7083	—
8	京王バス株式会社 調布営業所	042-499-6711	—	—
9	京王自動車株式会社	042-314-8035	—	—
10	イースタンモータース 調布株式会社	042-486-9311	—	—
11	JR 東日本株式会社	—	—	各鉄道会社 運行情報サイト 参照
12	京王電鉄株式会社	—	—	
13	西武鉄道株式会社	—	—	